

住宅リフォーム支援事業の申請者への説明事項

●申請者ご自身のご記入又は持参が必要なものは、下記の①③⑦となります。

①南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

- 1（2）の「工事内容」については、住宅リフォーム支援対象事業名（バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワークの推進改修等工事）に沿う内容を記入する。
また、見積書の名称と同じ名称とする。
- 1（3）の「工事期間」については、見積書にある現在予定している工事期間をご記入ください。
- 1（4）の「工事金額」は、「南風原町住宅リフォーム支援事業補助金申込書」にご記入された「リフォーム工事の概算額（税込み）」以内でご記入ください。
- 1（5）～（7）については、今回実施する工事について「他の補助金」を受ける場合のみ金額を記入してください。
該当しない場合は「0」とご記入ください。
- 1（8）の「補助対象工事」は、（2）に記入された工事以外の工事を行う場合には、対象外工事費を除いた額をご記入ください。

2の「補助金交付申請額」については、1（8）で記入された工事費の20%をご記入ください。
ただし、工事費の20%が20万円を超える場合には、20万円が補助額の限度となりますので「200,000」とご記入ください。

③建物登記簿謄本又は固定資産税評価証明もしくはこれにかわるもの

- （1）建物登記簿謄本をご提出の場合は、コピーをご提出ください。
- （2）南風原町役場税務課より郵送された「（令和6年度）固定資産 税納税通知書」中の「令和6年度 固定資産（土地・家屋）明細」の写しを提出することも可能です。

⑦その他町長が必要とする書類について（ア）・・・個人情報の取得に関する承諾書

- （1）申請者による住民票や所得証明書等の提出を省略し、まちづくり振興課が各担当課に納付状況を確認することを承諾していただくものです。
- （2）ご記入いただく方は、同居親族18歳以上の方の承諾（押印も必要）が必要となります。

⑦その他町長が必要とする書類について（イ）・・・介護保険料関連資料

- （1）介護保険料関連資料は、上記承諾書の対象外になるため（納付が沖縄県介護保険広域連合会）
※介護保険の納付書・領収書の写し、または納付証明書（役場で無料で取得できます）を提出してください
※詳細は別紙参照

注）「②工事請負契約書又は請書の写し」については申請者及び工事業者の両方となりますが工事業者の方に、含めています。

注）補助対象工事は令和7年2月17日までに完了（支払を含む）する工事です。

●工事業者の方がご記入又は持参が必要なものは、下記の②④⑤⑥となります。

②工事請負契約書又は請書の写し

- (1) 「工事名称」「工事内容」「工事場所」「請負金額」「工期」「契約者名、契約者住所、契約者の押印」「請負者名、代表者、住所、請負者の押印」「工事内訳」「収入印紙の貼付」等の基本的な項目があること。
- (2) 「工事名称」は、申請者の「④南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」に記入される工事内容と同じとすること。

④工事見積書、工事箇所の数量拾い図、資材などの証明書

※「工事見積書」「工事箇所の数量拾い図」については、記入例を同封しています。

記入例に沿って分かりやすく作成してください。

※「資材などの証明書」とは、省エネ工事（断熱）等の場合は「塗料」の性能（断熱・遮熱）が製品のパンフレット等に明記されているので、パンフレットの提出となります。

バリアフリー工事等で浴室のタイルを滑りにくいものに代えた場合も製品の性能を示す製品のパンフレットが必要です。

※その他工事内容により異なりますので、お問い合わせください。

⑤リフォーム対象工事箇所の工事前写真又はこれに代わる同等の書類

- (1) リフォーム対象箇所の工事前の写真は必ず必要です。現状が確認できる写真を添付してください。
写真を添付する様式も同封しています。

(注) 正式に住宅リフォーム補助事業として決定した場合、工事中の写真及び工事完了後の写真も必要となります。

写真を撮られる際には、工事前に撮影した写真と同じ向きで撮影するようにしてください。

また、工事中の写真は実際に工事している状況及び工事に使用する原材料（塗料・コンクリート等）も必ず撮影してください。

⑥工事業者の所在地が証明できるもの

- (1) 登記簿の写し、営業証明書、個人事業所で自宅が営業所ならば住民票が必要です。